

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第42号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>		<省略>	
閲覧 課税台帳 の閲覧手 数料	<u>1年度1所有者につき3 00円</u>	閲覧 土地閲覧 台帳の閲 覧手数料	<u>1筆につき100円</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>		<省略>	
備考 <省略>		備考 <省略>	

第2条 瀬戸市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>		<省略>	
マンショ ンの管理	マンショ ンの管理	<省略>	<省略>

の適正化	の適正化		の適正化	の適正化	
の推進に	の推進に		の推進に	の推進に	
関する法	関する法		関する法	関する法	
律（平成	律 <u>第5条</u>		律（平成	律 <u>第5条</u>	
12年法	<u>の14各</u>		12年法	<u>の4各号</u>	
律第14	号（第4		律第14	(第4号	
9号） <u>第</u>	号にあつ		9号） <u>第</u>	にあって	
<u>5条の1</u>	ては、マ		<u>5条の3</u>	は、マン	
<u>3第1項</u>	ンション		<u>第1項の</u>	ション管	
の規定に	管理適正		規定に基	理適正化	
基づくマ	化指針に		づくマン	指針に係	
ンション	係る部分		ションの	る部分に	
の管理に	に限る。		管理に関	限る。)	
に関する計	)に掲げ		する計画	に掲げる	
画（以下	る基準に		(以下「	基準に適	
「管理計	適合して		管理計画	合してい	
画」とい	いること		」という	ることが	
う。)認定	が証され		。)認定	証されて	
申請手	ている場		申請手数	いる場合	
数料	合として		料	として市	
	市長が定			長が定め	
	める場合			る場合以	
	以外の場合			外の場合	
マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条の16第2項の規定により準用される同法第</u>	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条の14各号（第4号にあつては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第2項の規定により準用される同法第5</u>	<省略>	<省略>	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条の4各号(第4号にあっては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号</u>	<省略>

<u>5条の1</u>	管理適正化指針に係る部分に基づく管理に限る。)に掲げたる基準に適合していることが証されている場合として市長が定める場合以外の場合	<u>3第1項</u>	理適正化指針に係る部分に基づく管理計画認定更新申請手数料
<省略>		<省略>	
備考 <省略>		備考 <省略>	

## 附 則

この条例は、令和8年1月13日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。